特別対談　知的財産分野における研究者と実務家の交流と役割（続）

2025年７月号スタートの「実務からみた知財紛争〜一実務家の実践と所感〜」は、筆者の三山峻司氏が長年携わってきた知財紛争にまつわる経験に基づき、「暗黙知」や「実践的知識」ともいえるものを伝えたいという試みから始まった連載である。同連載の派生企画として、読者の一助になればと研究者と実務家それぞれの役割や、学説と実務の関係について語り合う特別対談を行っていただき、10月号に掲載した。紙幅の都合により、10月号では具体的なケースにおける研究者と実務家の視点の違いに関する議論を十分に紹介できなかったため、今回はその続きを取り上げる。

応用美術の著作物性

室谷和彦氏（以下、室谷）：具体的なケースにおける研究者と実務家の視点の違いとして、応用美術のテーマに入っていきたいと思います。実用品の著作物性について最高裁判決※1が出ました。まず、その判決の理論構成の面から検討していきたいと思いますが、茶園先生、いかがでしょうか。

茶園成樹氏（以下、茶園）：従来の応用美術の著作物性は純粋美術と同視し得るかどうかで判断するとされていましたが、TRIPP TRAPP Ⅱ事件※2ではそういった特別扱いはしないという、非常に画期的な判断がなされ、その一方で、分離可能性説※3と呼ばれる考え方を採用する裁判例が出てきました。その後は、TRIPP TRAPP Ⅱ事件判決を踏襲するものはあまりなく、分離可能性説で統一化されてきた状態でしたので、最高裁は基本的にその流れを支持したものと理解できると思います。

最高裁判決以前の分離可能性説については、細部にいろいろな違いがあって、その違いに意味があるかどうかも、また見解の対立がありました。そうしたなかで、最高裁判決が出ましたから、今後はこの判決が述べた基準に従って判断されていく、そのように確定することになって、私は大変よいことだと思っています。

とりわけ、これまで「美的鑑賞の対象となり得る美的特性」という文言を使う裁判例があったのですが、最高裁はこれを使わなかった。この「美的鑑賞の対象となり得る美的特性」に意味があるかどうかについても意見の違いがあり、私はあまり意味を持たせるべきではないと思っていました。そのため、最高裁が使わなかったことにより、この文言について考える必要がなく



三山 峻司（みやま しゅんじ） 氏

中之島シティ法律事務所
弁護士・弁理士

日本弁護士連合会知的所有権委員会副委員長・大阪弁護士会知的財産委員会委員長・工業所有権審議会委員等を歴任し、現在は大阪地方裁判所調停委員・日本知的財産仲裁センター調停人を務める。

※１　実用品の著作物性について判断された最高裁判決　　最二小判令和８年４月24日令和７年(受)356号〔TRIPP TRAPP Ⅲ〕
※２　TRIPP TRAPP Ⅱ事件　　知財高判平成27年４月14日判時2267号91頁〔TRIPP TRAPP Ⅱ〕
※３　分離可能性説　　実用品において鑑賞の対象となる部分が実用的な機能と分離して把握できる場合、その部分は著作物として保護され得るとする立場

なったのは、適切ではないかと。

ただ、最高裁判決も、例えば「観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合」とあるように非常に抽象的なので、今後はこの具体化が必要となります。尾島明裁判官の補足意見でも、そのようなことが述べられています。

室谷：ありがとうございます。実務家の立場からはいかがでしょうか。

三山峻司氏（以下、三山）：理論構成については、依頼者に説明するときに純粋美術と同視できるかという比較やTRIPP TRAPP Ⅱ事件判決で示された考え方などがあると紹介をしなくても、今回の最高裁判決の基準を案内すれば済むようになりました。ただ、実務家の立場としては、今回出された最高裁判決を踏まえて、どの領域が白で、どの領域が灰色なのかという問題をクライアントにきっちり伝えることが一番大切なので、茶園先生と同様に、今後この判決の基準に沿った下級審の適用ケースがどのようになっていくかが気になります。

色分けが明確につく事案ばかりではありません。この判決によって近々状況が大きく変わるわけではないでしょう。

半歩前進したけれど、問題が半歩残っているので、今後を注視したいと思います。

室谷：今、灰色の領域という言葉が出ましたので、茶園先生に確認ですけども、以前は大きな灰色だったのが、今回の最高裁判決で小さな灰色になったのか、それとも範囲はあまり変わらず、抽象的であれ、一つの軸ができたということなのか、いかがでしょう。

茶園：後者です。この判決で、著作物性が認められる、あるいは認められない場合が特に明確化したわけではないと思います。議論をする対象が決まった、その決まった対象に基づいて具体的にどうなるかをこれから考えていくということです。つまり、今までは議論する対象がいろいろあったところ、それが一つに決まったのが最高裁判決の意義だと認識しています。

ただし、実際に著作物と認められるかどうかの結論は、あまり以前と変わらないのではないかと思います。この判決の具体的な当てはめも、相当に著作物性に否定的な方向で考えているようですが、これも今までとそれほど変わっていないでしょう。

三山：最高裁はTRIPP TRAPPの椅子の形状について著作物性を認めなかった。TRIPP TRAPP Ⅱ事件の知財高裁判決は、著作物性を認めたうえで、対象製品との関係で侵害にならないとしていた。つまり、著作権侵害が成立しない点では同じでも、著作物性の判断については違っています。

TRIPP TRAPP Ⅱ事件判決では、TRIPP TRAPPについて著作物性が認められている以上、酷似的な形状は侵害とされるおそれもありました。しかし、今後はこの椅子の形状程度では、著作



室谷 和彦（むろたに かずひこ） 氏

室谷法律事務所
弁護士

日本弁護士連合会知的財産センター副委員長・大阪弁護士会知的財産委員会委員長・産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会委員



茶園（ちゃえん） 成樹（しげき） 氏

大阪大学大学院高等司法研究科
教授

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会・意匠制度小委員会委員、文化審議会委員、農業資材審議会委員等歴任。『特許法〔第３版〕』をはじめ知的財産法関係の編集・執筆多数。

権が成立しないことを明らかにした。

実用品の著作権侵害については実務でもたくさんの相談があります。まさに世の中に出回る量産される実用品ですから、そのなかで著作権が及ぶ射程の見極めをどうつけていくのかが非常に関心のあるところです。

室谷：今後、具体的事案においてこの規範をどう当てはめていくのかはすごく難しいと思いますが、Tシャツに絵が描いてあるものなどは例示されているので、簡単になった気がします。

三山：確かに「表面に単なる模様や表面加工の域を超える装飾」という例示がありますね。従前の考え方からいっても、表現する媒体は何でもいいと教科書に書いてあります。極端にいえば壁や道路でもよくて、たまたまそれがTシャツであるというだけの話ですから、そこは従前の考え方と、今回の最高裁判決の結論はぶれていない、変わらないですね。

茶園：Tシャツや服について「デザインは保護されるか」と一くくりにいってしまうと、服の形そのものについては、機能も影響する一方、服の表面に付加されている、例えば絵がくっついているものも服のデザインといえばデザインです。

今までは「服のデザイン」といえば両方を含めて論じることが多かったと思います。これに対して、表面に単純に付加されているといえるものは保護されることをはっきり、最高裁は例として述べていますので、その点は明らかになったということでしょう。

三山：実用品ですから、その物の性質に由来する形状とか表現と、その物に制約されない表現はきちんと整理して議論すべきです。

室谷：基準として使えるようになるには、裁判の集積を待つしかないのでしょうか。

茶園：事細かな基準というのは難しいでしょうが、今のままでは明確でない部分が多いので、もう少しブレークダウンしたものが必要ですし、それはある程度の事例の集積によって、作り上げられると思います。それによってかなり明確化が図れるでしょう。

三山：ブレークダウンしていけばしていくほど、著作権と意匠の関係性についての議論が出てくる気がしますね。

意匠の類否判断と言語化

室谷：意匠の話が出ましたので、次の意匠権侵害に移りたいと思います。構成態様の主張、意匠の特定ともいいますけども、それを原告、被告双方が主張する場面では、どういうふうに言語化するかをめぐって、かなり争うこともあると思います。そのあたりについて、三山先生、いかがでしょう。

三山：言語化のことは、意匠の類否判断だけでなく、知財一般にいえます。ただ、特に意匠にその面が集約的に現れると思います。意匠は図面が中心ですので、図面をぱっと見たら分かるんですけども、その図面を言語化しなければならない。

意匠権侵害訴訟になると、イ号意匠との関係でどう表現するかということが出てきますので、当然、意匠の要部はどこなのか、登録意匠の要部とイ号意匠の要部を比較して、それをどう言語で結び付けるのかということになります。一般的には基本的構成態様、具体的構成態様※4で表現しますが、原告側としては有利にイ号意匠との関係を言語化しようとするし、被告としてはそれを離すような言語化を考えることになります。

個人的な意見かもしれませんが、一審と二審で意匠権侵害の結論が変わる現実を見ると、実務家は言語化が結論に大きく影響すると信じていて、そういう側面から裁判所の判断を有利に導きたいと考えるのかなと。

室谷：ありがとうございます。研究者としてはいかがでしょうか。

茶園：言語化において争いがあるのは分かります。ただ、対象は意匠であれば形態そのものです。そして、侵害が問題になる、あるいは公知意匠との間の新規性の問題になる、そのときの対象もまた物品等の形態ですので、言語化はあくまで対比対象を説明する道具にすぎません。

類否を判断するうえで、人間は対比

※4　基本的構成態様、具体的構成態様　　基本的構成態様とは意匠に係る物品全体の形態等、具体的構成態様とは各部の形状等であり、まず比較する意匠の両態様をそれぞれ認定したうえで要部（需要者が特に注意を向ける部分）を抽出して、類否を判断する。

対象の両方を見るだけではなく、言語で物事を考えようとしますから、実際上、単なる道具というだけにはとどまらない意味があることは理解できます。ただ一方で、形態を言葉で表現するのは、どうしても限界があって、正確に表すことは、本来的に無理です。

言語化がかなりの決め手になると認識されるから非常にこだわられるのでしょうが、当事者全員があくまで道具だという認識を共有できれば、それほどこだわる必要がなくなるのではないかと思います。これは単に現実に争いに関与していない傍観者の意見かもしれませんけれども。

室谷：裁判所は「構成Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ、と構成ａ・ｂ・ｃ・ｄで共通点はどれですか、相違点はどこですか」というふうに洗い出しをします。その際、表現次第では共通点に入るけども、別の表現を使うと相違点になるというようなときこそが問題です。そこが相違点になりましたら、次は「それが需要者の注意を引く部分ですか、引く部分ではないですか」と。引く部分でなければ構わないですけど、引く部分になりそうなところに相違点が出てくる、まさにこんなときに、表現によって結論が変わってくる可能性があると思います。それは、公知意匠が１個出てきただけでも、グラグラとなってしまうわけですが。

その意味では、茶園先生は「比べているのは形態だから表現はあまり気にしなくてもいいのではないか」とおっしゃいますが、裁判所は対比をして、相違点と共通点を洗い出して判断するので、どうしても実務家とすれば、まだ対比もできていない状態、最初の主張の段階からですね、どういうふうにすると共通点が際立つかを考えているのが実情かなと思います。

三山：まさにそうですよね。判決に落とし込んでいただかなくてはいけないので、図を見て、似ている／似ていないだけのレベルでは難しい。基本的構成態様と具体的構成態様という実務上の運用形式にこだわる必要はありませんが、どんな形でも言語化をして、対比しなければならない。言語化作業は避けては通れません。

私の記憶では、意匠登録も古くは登録意匠の範囲を書いて権利を主張する時代があり、変遷を経た末に、今は基本的には図面によって表現提示したものが権利の範囲という考え方になっています。現在のやり方では、一体その図面の何が意匠の要部として登録されたのかが分からないわけです（意匠法24条）。結局その作業をどこでやるかというと、侵害事件でやっているという形になる。

周知意匠の関係で、どう絞り込むかはありますけれども、最終的にはやはり言語化をしなければなりませんから、そこをどう見せるかという課題はずっとあると感じています。

意匠は類似範囲も権利の範囲になっているので（意匠法23条）、さらに難しい。特許のクレームに相当するものが意匠では、意匠の要部が何かということになりますから、特許とは違い「図面等により現わされた意匠」を言語に変換しなければならない。これが特許のクレームに相当する位置付けになるようなイメージを持っています。

室谷：特に公知意匠のあり方によって要部が変わっていくので、被告がどのような公知意匠を証拠として提出するのかによって、要部が変遷していく。要部が変わると、構成態様の重み付けも変わる。共通点の構成の比重が重くなったり、軽くなったりします。

裁判所は、それを、判決において言葉で書く必要があります。「似てるものは似てる」と記載するわけにはいかないので、どうしても「共通点と相違点があって、共通点の印象が上回る」というようなことを書かないといけない。

そうすると、構成態様をどのように言語化するかにより、共通点が引き立ったり、そうでなかったりすることもあるのではないかと思います。

茶園：言語化が勝敗に大きな影響を及ぼすのは、ちょっといかがなものかというようには思いますが、おっしゃることはもちろんよく分かります。

正確に言語化する作業が実際には不可能で、どちらかに寄ってしまう以上、現実問題としては割り切れないというところですかね。

室谷：お話は尽きませんが、具体的なケースにおける視点の違いは、以上となります。ありがとうございました。

※他のテーマについては2026年10月号pp.５～11をご覧ください。